

契 約 書 (案)

1 業務名

平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業 (雇用拡大プロセス)
外国人生徒等支援人材育成事業業務委託

2 業務内容

別紙「平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業 (雇用拡大プロセス)
外国人生徒等支援人材育成事業業務仕様書」のとおりとする。

3 契約金額

金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法の規定により算出したもので、契約金額に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

ただし、上記委託業務の実施に要する経費のうち、新規に雇用する失業者の person 費 (以下「新規雇用失業者 person 費」という。)、それ以外の経費 (以下「その他の経費」という。)の予定額は次のとおりとする。

なお、その他の経費の内訳は、既雇用者等の person 費 (以下「既雇用者 person 費」という。)、person 費以外の経費 (以下「物件費」という。)、物件費のうち直接業務の実施に要する経費 (以下「直接費」という。)、物件費のうち直接費以外の経費 (以下「間接費」という。)であり、間接費の割合は次のとおりとする。

(新規雇用失業者 person 費)	金	円
(その他の経費)	金	円
・ 既雇用者 person 費	金	円
・ 物 件 費	金	円
うち、直 接 費	金	円
間接費の割合	新規雇用者 person 費、既雇用者 person 費、物件費のうち研修費及び直接費を合わせた額の	パーセント

4 契約期間 契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日まで

5 契約保証金

6 その他特約事項

愛知県教育委員会（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間において、上記外国人生徒等支援人材育成事業業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成26年 月 日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1-2
愛知県教育委員会
教育長 野村 道朗

乙 住所（所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）

(遵守事項)

第1条 本委託業務は、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性、高齢者等の潜在力を引き出し、雇用の拡大を通じて「全員参加」を可能とする環境を整備することを目的として実施するものであり、乙は、この目的を理解し、事業実施に努めなければならない。

2 乙は、本委託業務の実施にあたっては、国の「緊急雇用創出事業実施要領」を遵守しなければならない。

3 乙は、失業者の雇用等に関しては別紙「雇用等に関する事項」に基づき事務を処理しなければならない。

4 乙は、本委託料の支払事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金のうち国及び県が実施するものを受給することはできない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合には、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、収支等命令者が会計管理者又は出納員に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(一括再委託の禁止)

第3条 乙は、この契約について請負業務の全部又は主要な部分を第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りではない。

(特許権等の使用)

第4条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、この契約による事務を処理する上での個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(人材育成・就業支援計画の提出)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、「人材育成・就業支援計画」（1号様式）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、第1項の計画の記載内容に変更が生じた場合、速やかに修正し、必要があれば追加して甲に提出するものとする。

3 甲は、第1項および第2項により提出された計画の内容を確認し、それが適正であると認める場合は、乙に対して書面により承認をするものとする。

(雇用・就業計画書の提出)

第8条 乙は、契約締結後速やかに、「雇用・就業計画書」（2号様式）を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の計画書の内容を確認し、それが適正であると認める場合は、乙に対して

書面または口頭により承認をするものとする。

(変更契約)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方の承諾を得てこの契約の内容を変更できるものとする。

- (1) 委託業務の実施の途中において、契約内容の変更を行う必要が生じたとき
- (2) 著しい経済情勢の変動、天災地変等によりこの契約に定める条件で契約の一部の履行が困難となったとき

(調査等)

第10条 甲は、この契約の履行の状況について随時に調査できるものとし、必要があると認める場合には、乙に対しこの契約の適正な履行を求めることができる。

- 2 乙は、甲からこの契約における人材育成・就業支援の実施状況に関する報告を求められた場合は、速やかに「人材育成・就業支援状況報告書」(3号様式)及び「雇用・就業実施状況報告書」(4号様式)を作成し、甲に提出しなければならない。

(監督)

第11条 甲は必要があるときは立会い、指示その他の方法により、乙の履行状況を監督することができる。

(実績報告及び検査)

第12条 乙は、委託事業を完了したときは、速やかに、当該委託業務の成果を記載した「人材育成・就業支援実績報告書」(5号様式)及び「雇用・就業実績報告書」(6号様式)を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の報告があったときは、10日以内にこれを検査し、その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し検査合格の通知をするものとする。
- 3 検査の方法は甲の任意とし、乙は、その決定に対して異議を申し立てることはできない。

(履行遅延の場合における違約金)

第13条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。
- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(甲が支払うべき額の確定)

第14条 甲は、第12条第2項の検査の結果、委託業務の実施に要した経費が本契約の内容に適合すると認めたときは、別紙4「委託料の支払いに関する特約事項」の規定に基づき、乙に支払うべき額を確定し、乙に対し通知するものとする。

(委託費の支払)

第15条 甲は、前条に規定する額の確定の通知後、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に前条により確定した額を乙に支払わなければならない。

- 2 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.9パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(委託料返還等の権利)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

- (1) この契約に違反したとき
- (2) 第 12 条第 2 項の検査の結果、第 7 条で定める「人材育成・就業支援計画」を達成できない程度が甚だしいとき
- (3) 第 12 条第 2 項の検査の結果、第 7 条で定める「人材育成・就業支援計画」が悪意をもって達成できないとき

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務に関し不正な行為があったとき。
- (3) 甲の行う物件の検査等に際し、係員の職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
- (5) 契約解除の申立てをしたとき。
- (6) 所定の日時までに契約保証金を納付しないとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。また、既納物件があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第 18 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第 65 条又は第 67 条の規定による審決（独占禁止法第 67 条第 2 項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- (6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第 198 条の規定によ

る刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第19条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第4号までのうち、排除措置命令、課徴金の納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第5号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜

を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第21条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(愛知県財務規則の準用)

第22条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県財務規則の定めるところによる。

(紛争の処理)

第23条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(帳簿類の保管)

第24条 乙は、委託業務の実施に要する経費に関する関係帳簿及び関係書類、人材育成・就業支援に関する関係書類及び委託業務に従事する労働者に関する労働関係帳簿類を、平成33年度まで保管しておくものとする。

(協議)

第25条 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

県における部課室名 : _____

受託者名

住 所

名 称

代表者名

電話番号 () - _____

事業名				
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事業目標	人(うち雇用者数 人、就業支援者数 人) ※雇用者数は当該事業で雇用する人数、就業支援者数は就業支援により就職に結びつける人数			
研修内容	OFF - J T	内 容	研修期間	実施場所
			日間	
			日間	
	O J T		日間	
			日間	
			日間	
就業支援内容				
研修終了後得られる資格等				

(注) 1. 研修内容等の分かる資料(パンフレット、カリキュラム等)がある場合は、添付すること。

2. 研修内容等が異なる複数の人材を育成するときは、それぞれに作成すること。

3. 研修日数の合計は2号様式の勤務・就業予定日数と一致すること。

雇用・就業計画書

平成 年 月 日

県における部課室名 : _____

受託者名

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

電話番号 () - _____

事 業 名			契 約 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
新 規 雇 用 ・ 就 業 失 業 者				
職 種	人 数	雇 用 ・ 就 業 予 定 期 間		募 集 期 間
		月 日 ~ 月 日 (勤務・就業予定日数 日)		月 日 ~ 年 月 日
		月 日 ~ 月 日 (勤務・就業予定日数 日)		月 日 ~ 年 月 日
		月 日 ~ 月 日 (勤務・就業予定日数 日)		月 日 ~ 年 月 日
		月 日 ~ 月 日 (勤務・就業予定日数 日)		月 日 ~ 年 月 日
		月 日 ~ 月 日 (勤務・就業予定日数 日)		月 日 ~ 年 月 日
計	0			

(注)勤務・就業予定日数は1号様式の研修期間の合計と一致すること。

県における部課室名

:

受託者名

住所

名称

代表者名

電話番号 () -

事業名				
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事業達成状況	人(うち雇用者数 人、就職・就業者数 人) ※雇用者数は当該事業で雇用した人数、就職・就業者数は就業支援により就職に結びついた人数			
研修内容	OFF - J T	内 容	研修期間	実施場所
			日間	
			日間	
	O J T		日間	
			日間	
			日間	
就業支援内容				
研修終了後得られる資格等				

(注) 1. 研修内容等の分かる資料(パンフレット、カリキュラム等)がある場合は、添付すること。

2. 就職・就業者数がある場合は、別紙を添付すること。

3. 研修内容等が異なる複数の人材を育成するときは、それぞれに作成すること。

4. 研修日数の合計は2号様式の勤務・就業予定日数と一致すること。

雇用・就業状況報告書

平成 年 月 日

県における部課室名 :

受託者

住所、名称、代表者名

電話番号 () -

事業名、契約期間、全労働者、うち新規雇用・就業失業者

通勤手当は消費税の取扱が異なることから、平成25年度より、賃金、諸手当の中から外出して、別に計上することとした。

新規雇用・就業失業者に関する事項 ※行が不足する場合は適宜追加すること

既雇用者に関する事項

- (注1) 新規雇用・就業に際して、失業者であるか否かを確認すること... (注2) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、業務日誌など、本委託業務に従事する者の人件費、雇用・就業状況等が確認できる書類の写しを提出...

失業前状況集計、雇用終了状況集計

(注11) 既雇用者の人件費のうち通勤手当については消費税が含まれていることから、受託者が課税事業者の場合、通勤手当は消費税分(8%相当額)を減額した額とし、これと消費税を含まない賃金やその他の手当と合算した額(小計欄)に8%相当額を加算した額を実績額とすること。

県における部課室名

:

受託者名

住所

名称

代表者名

電話番号 () -

事業名				
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事業実績	人(うち雇用者数 人、就職・就業者数 人) ※雇用者数は当該事業で雇用した人数、就職・就業者数は就業支援により就職に結びついた人数			
研修内容	OFF - J T	内 容	研修期間	実施場所
			日間	
			日間	
	O J T		日間	
			日間	
			日間	
就業支援内容				
研修終了後得られた資格等				

- (注) 1. 研修内容等の分かる資料(パンフレット、カリキュラム等)がある場合は、添付すること。
 2. 就職・就業者数の内訳については、別紙を添付すること。
 3. 研修内容等が異なる複数の人材を育成するときは、それぞれに作成すること。
 4. 研修日数の合計は6号様式の雇用・就業日数と一致すること。

雇用・就業実績報告書

平成 年 月 日

県における部課室名 :

受託者

住所 名称 代表者名

電話番号 () -

事業名 契約期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
全労働者 【人数】 人 【人件費】 (A+B) 円
うち新規雇用・就業失業者 【応募者数】 人 【雇用・就業者数】 人

通勤手当は消費税の取扱が異なることから、平成25年度より、賃金、諸手当の中から外出して、別に計上することとした。

新規雇用・就業失業者に関する事項 ※行が不足する場合は適宜追加すること
氏名 性別 年齢 外国人労働者 東日本大震災被災者 応募経路 他緊急基金事業による雇用・就業期間の通算 本委託業務における雇用・就業期間 失業前の就業状況 人件費 小計 通勤手当(税込) 計 雇用終了後の状況 備考

既雇用者に関する事項
氏名 人件費 (注8)(注11)
1 円
2 円
3 円
4 円
5 円
小計 0円 (8%相当額)
合計B 0円 (実績額)

- (注1) 新規雇用・就業に際して、失業者であるか否かを確認することとし、雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書、その他失業者であることを証明できるもの提示を求める等により行うこと。
(注2) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、業務日誌など、本委託業務に従事する者の人件費、雇用・就業状況等が確認できる書類の写しを提出(社内規則等により写しの提出が困難な場合は書類の閲覧等により人件費、雇用・就業状況等を必ず確認。)すること。
(注3) 「年齢」欄には、雇用開始日時点の満年齢を記載すること。
(注4) 外国人労働者の場合は、「外国人労働者」欄に「○」を記載すること。なお、外国人労働者を雇い入れる場合は所定の様式によりハローワークへ届け出ること。
(注5) 東日本大震災等の被災者を雇用した場合は、「東日本大震災被災者」欄に「○」を記載すること。
(注6) 「他の緊急基金事業による雇用・就業期間の通算」欄は、他の緊急基金事業における雇用履歴を確認し、その有無を記載するとともに、「有」の場合は確認したすべての緊急基金事業の雇用契約期間の通算期間を記載すること。
(注7) 「失業前の就業状況」欄は、「1 正規社員」「2 非正規社員(派遣社員)」「3 非正規社員(契約社員・期間工)」「4 非正規社員(その他)」「5 廃業者」「6 その他」の別を記入すること。
(注8) 「既雇用者の人件費」には、明確に本事業に関わる諸手当がある場合を除き、直接事業に従事した時間の賃金と社会保険料及び労働保険料の合計額を記載すること。
(注9) 「雇用終了後の状況」欄は、「1 正規社員(自社)」「2 正規社員(他社)」「3 非正規社員(派遣社員)」「4 非正規社員(契約社員・期間工)」「5 非正規社員(その他)」「6 次の勤め先が決まっていない」の別を記載すること。
(注10) 再委託先で新規の雇用・就業した者は、「備考」欄に再委託先事業所名を記入すること。
(注11) 既雇用者の人件費のうち通勤手当については消費税が含まれていることから、受託者が課税事業者の場合、通勤手当は消費税分(8%相当額)を減額した額とし、これと消費税を含まない賃金やその他の手当と合算した額(小計欄)に8%相当額を加算した額を実績額とすること。ただし、明確に本事業に関わる場合以外は通勤手当は既雇用者人件費の対象外となるので注意すること。(H24.4.6就業促進課通知参照)
(注12) 雇用・就業日数は5号様式の研修期間の合計と一致すること。

失業前状況集計 雇用終了後状況集計
1 0 0
2 0 0
3 0 0
4 0 0
5 0 0
6 0 0
0 0 0

雇 用 等 に 関 す る 事 項

1 雇用の条件

- (1) 本委託業務で新たに雇用する失業者（以下「新規雇用失業者」という。）の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とする。
また、新規雇用失業者（東日本大震災等により被災した失業者（青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県内の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）を除く。）が、県内及び他の都道府県において実施される国の緊急雇用創出事業実施要領に規定する地域人づくり事業（以下「他の緊急雇用創出事業」という。）により雇用された期間と通算して1年以内となること。
- (2) 雇用（人材育成）の期間
新規雇用失業者の雇用（人材育成）期間は4月以上とすること。
なお、本事業は人材育成を目的とした事業であるため、乙は、新規雇用失業者を雇用する全期間にわたって、必要な人材の育成が図られるよう努めなければならない。
- (3) 新規雇用失業者1人あたりの勤務予定日数及び勤務予定時間数
ア 勤務予定日数は少なくとも月平均15日以上とすること。
イ 勤務予定時間数は少なくとも日平均6時間以上とすること。
- (4) 新規雇用失業者の求人にあたっては、必ず公共職業安定所へ求人申込みを行うこと。

2 雇用の内容

- (1) 本委託業務に従事する予定の全労働者数及びその人件費
_____人、 _____円
- (2) 本委託業務に従事する予定の新規雇用失業者数及びその人件費
_____人、 _____円
- (3) 本委託業務に従事する新規雇用失業者の雇用予定期間
_____人 か月
_____人 か月
- (4) 前記（3）の雇用は、雇用期間終了後においても、引き続き雇用するよう努めること又は本委託事業での経験を活かし他社への雇用・就業が円滑に進むよう新規雇用失業者の支援を図ること。

3 実績報告等

- (1) 乙は、契約締結後、速やかに雇用・就業計画書（2号様式）を作成し、甲に提出するものとする。
- (2) 甲は、（1）の雇用・就業計画書の内容が適正であると認める場合は、乙に対して書面又は口頭により承認をするものとする。
- (3) 乙は、2（2）に記載する新規雇用失業者数及びその人件費が実績において下回らないようにするものとし、下回る見込みのある場合は速やかに甲と協議しなければならない。

- (4) 乙は、(3)に基づき甲と協議するときは、契約書第10条2項に定める「人材育成・就業支援実施状況報告書」(3号様式)及び「雇用・就業状況報告書」(4号様式)を作成し、甲に提出するものとする。
- (5) 甲は、乙から(3)に基づく協議があったとき、下回ることがやむを得ないと判断される場合、乙に対して書面により承認をするものとする。
- (6) 乙は、2(3)に記載する新規雇用失業者1人あたりの雇用予定期間が実績において下回らないよう努めるものとする。
- (7) 乙は、委託事業を完了したときは、速やかに「雇用・就業実績報告書」(6号様式)を提出しなければならない。
- (8) 乙は、新規雇用に際して、応募者本人に次の事項を確認するとともに、確認した内容を記録した書類を整備するものとする。
 - ア 失業状態であること
 - イ 応募者が他の緊急雇用創出事業により雇用されていた期間
- (9) 乙は、本委託業務に係る会計帳簿を他の会計と区分して整備すること。また、本委託業務に直接従事する全ての者に係る労働者名簿、賃金台帳、業務日誌等の従事内容が分かる書類や新規雇用失業者の雇用に関する書類(求人票、公共職業安定所からの紹介状、履歴書、雇用契約書等)などの帳簿書類及び人材育成・就業支援に関する関係書類を整備するものとする。
- (10) 乙は、平成33年度まで、(9)に定める帳簿書類等を、甲の求めに応じていつでも閲覧や写しの提出に供することができるよう保存しておかなければならない。

別紙2

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。

2 乙は、甲の承認により第三者に事務を委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(資料等の返還等)

第9 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第10 乙が、個人情報記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(事故の場合の措置)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置（個人情報記録された資料等の第三者からの回収を含む。）を指示することができる。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(機密の保持等)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第3条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第4条 乙は、本契約に係る業務遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この

限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第5条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第6条 乙が、甲から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、甲の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

(違反時の報告等)

第7条 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第8条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査を行うことができる。

(情報セキュリティの確保)

第9条 甲は、本契約に係る乙の業務遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。

委託料の支払に関する特約事項

(人件費の定義)

第1条 本特約事項及び別紙「雇用等に関する事項」における人件費は、賃金のほか、通勤手当（消費税抜き）、賞与、退職手当等乙が就業規則等の規定により労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額（既雇用者人件費については、明確に本事業に関わる諸手当等がある場合を除き、賃金と社会保険料及び労号保険料の合計額）に1.08を乗じて得た額とする。

(経費の流用)

第2条 「新規雇用者人件費」から、「その他の経費」への流用は認められない。

(経費内訳書の作成)

第3条 乙は、本事業に要した経費の実績額を明らかにするため、本契約書3に記載する経費の区分毎に内訳書を作成するものとする。

(委託料の精算)

第4条 甲は、「新規雇用者人件費」の実績額が本契約書3に記載する「新規雇用者人件費」の額に満たない場合は、その差額を契約金額から減額して支払うものとする。

2 前項の場合において、甲は、「その他の経費」の実績額が本契約書3に記載する「その他の経費」の額に満たない場合は、その差額も契約金額から減額して支払うものとする。

3 甲は、「新規雇用者人件費」の実績額が本契約書3に記載する「新規雇用者人件費」の額を満たす場合において、「新規雇用者人件費」の実績額と「その他の経費」の実績額とを合計した実績額が契約金額に満たないときは、その実績額を支払うものとする。

4 甲は、第1項から第3項に定める場合以外のときは、乙に契約金額を支払うものとする。

(収入の精算)

第5条 乙は、本委託業務の実施により発生した収入（以下「事業収入」という。）があるときは、甲に報告するものとする。

2 乙は、事業収入を、本委託業務の事業費（以下「事業費」という。）に充てることができる。

3 乙は、事業費に充てない事業収入があるときは、その額を甲に対し返還しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の要件を満たす場合には、事業収入の返還を要しないものとする。

(別添の「地域人づくり事業収入等報告書（雇用拡大プロセス）」を提出すること。)

(1) 委託契約期間終了後も自助努力により事業を継続していること。

(2) 委託契約期間終了日時点で本委託業務に従事している失業者のうち1/2以上（小数点以下は切り捨て。ただし、雇入れ失業者が1名の場合には、1名を必要とする。）の者を継続雇用していること。

5 甲は、前条の規定に関わらず、前2項により返還すべき事業収入がある場合は、前条によって支払う額から返還すべき額を差し引いた額を支払うものとする。

平成 年 月 日

愛知県教育委員会教育長 殿

報告事業主名 印

地域人づくり事業収入等報告書（雇用拡大プロセス）

地域人づくり事業により発生した収入等について以下のとおり報告します。

また、委託契約期間終了日以降も下記の雇用した失業者を自社の従業員として引き続き雇用します。

なお、愛知県教育委員会が継続状況の確認を行う場合には協力します。

記

1. 地域人づくり事業の収入額
（ ）円
2. 本事業に従事した失業者数
（ ）人
3. 2のうち継続雇用する失業者数
（ ）人
4. 継続雇用する失業者数 / 本事業に従事した失業者数の割合
（ ）%

※1～3は委託契約期間終了月時点の状況を記載すること。

【添付書類】

- ・地域人づくり事業の収入額が確認できる書類（任意）
- ・地域人づくり事業に従事した失業者及び当該失業者のうち継続雇用する失業者の一覧（任意）
- ・継続雇用する失業者の雇用契約書又は雇入れ通知書の写し
- ・継続雇用する失業者に係る雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し